

中期計画の骨子案について

病院事業局

中期目標（法人が達成すべき目標）

- 「地方独立行政法人長野県立病院機構」が達成すべき業務運営に関する目標を、知事が議会の議決を経て定め、法人に指示する。
- 中期目標の意義
 - ① 法人が中期計画を策定する際の指針
 - ② 法人の業務の実績を評価する際の基準

指示

中期計画（中期目標を達成するための計画）

- 法人が中期目標を達成するための具体的計画を作成し、知事は議会の議決を経た上で認可する。
- 中期計画の意義

知事から指示された中期目標を達成するための具体的計画を法人自身が中期計画として定め、自ら定めた計画に従い、自主性・自律性をもって業務を実施

【中期目標 骨子】

第1 中期目標の期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 1 地域医療、高度・専門医療の提供
- 2 病院のネットワークを活用した医療の提供及び地域医療への貢献
- 3 県民の視点に立った安全・安心な医療の提供
- 4 人材の育成・確保と県内医療水準の向上への貢献

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

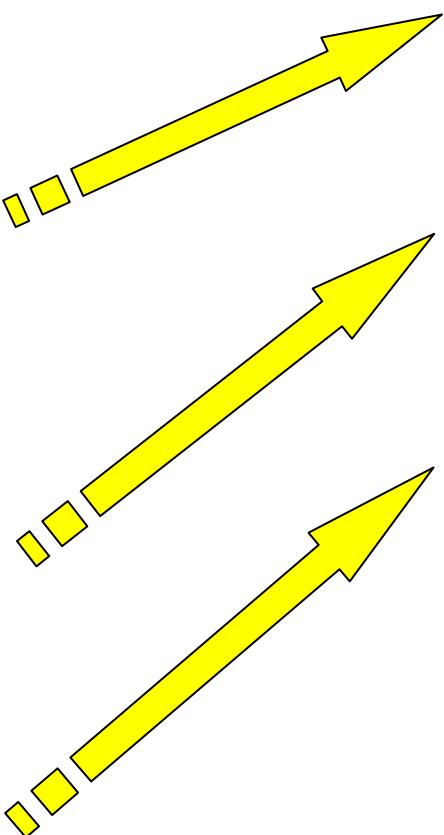
- 1 組織運営体制の構築
- 2 経営体制の強化
- 3 業務運営の改善

第4 財務内容の改善に関する事項

- 1 経常収支比率の均衡
- 2 資金収支の均衡

第5 その他業務運営に関する重要事項

施設整備の推進



【中期計画 骨子案】

第1 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

中期目標の項目に沿って、
病院機構が行う医療サービス等の具体的な実施策 を記載

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

中期目標の項目に沿って、
病院機構が行う業務運営の具体的な実施策 を記載

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

中期目標期間中（平成22年度～平成26年度）の
 1 収支予算、人件費の見積もり
 2 収支計画
 3 資金計画 を記載

第4 短期借入金の限度額

1 借入限度額
 2 想定される短期借入金の発生理由（資金繰り資金への対応等） を記載

第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

想定なし

第6 剰余金の使途

決算で発生した剰余金の使途（施設整備・医療機器の購入等） を記載

第7 料金に関する事項

診療報酬、診療報酬算定外の料金（診断書代、分娩料、差額ベッド代等）、
 料金減免等 を記載

第8 その他県の規則で定める業務運営に関する事項

県の規則（今後、制定）で定める事項 を記載

